

シェアキッチン「ヨッカド」 利用規約

株式会社アピカ

2025 年 12月 1 日制定

株式会社アピカ（以下「当社」といいます。）が管理運営するシェアキッチンをご利用して頂くにあたり、次の通り利用規約（以下「本規約」といいます。）を定めます。なお、当社が本規約を補充するため、別途、規約・規程・規則・ガイドライン・マニュアル・説明事項等（以下「個別契約」といいます。）を定める場合、個別契約は本規約と一体をなします。また、個別契約の規定と本規約の規定が矛盾抵触する場合、個別契約の規定が本規約に優先するものとします。

第1条（定義、利用目的）

1.本規約における主要な用語の定義は、以下の各号に定めるとおりとします。

- (1)「会員」とは、本規約に同意の上、第2条に定める手続きに基づき入会申込を行い、当社が当該申込を承諾して本件施設の会員として登録した、個人又は法人をいいます。
- (2)「マンスリー会員」とは、利用曜日を指定し、月単位で利用料金を支払う会員のことをいいます。
- (3)「ドロップイン会員」とは、一日単位で利用料金を支払う会員のことをいいます。
- (4)「本件施設」とは、当社が管理運営するシェアキッチン「ヨッカド」（所在地：三重県四日市市諏訪栄 4-10 アピカビル 1F）をいいます。

2.本件施設の利用目的は、原則、以下の各号に定める目的に限ります。

- (1)フード（食べ物に加えて飲み物も含むものとします。以下同様。）の調理、製造又は加工。
- (2)テイクアウトによるフードの販売。
- (3)当社指定のイートインスペースを利用したフードの販売。
- (4)当社が別途指定した物品の販売。
- (5)飲食に関する教室・ワークショップの開催。
- (6)飲食に関する写真・動画の撮影。

第2条（規約の適用、会員）

1.本規約は、会員に対して適用されます。

2.本件施設の利用を希望される個人又は法人は、当社が指定する手続きに従って本件施設の内覧を行い、本規約に同意の上、当社が指定する手続きに従って入会申込みをしてください。当社は、所定の入会審査を行った上で、当該申込みに対する承諾又は非承諾に関する通知を電子メール等の電磁的方法で通知いたします。当社は、当該申込みに対する承諾をした個人又は法人を会員として登録し、本件施設を利用できるようにいたします。

3.当社は、本件施設の利用を希望される方が入会を申込まれた際に、以下の各号に定める書類の提示又は提出を求めることができるものとします。

(1)個人として申込みをする場合

(a)代表者及び本件施設を実際に利用する個人の身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）の写し

(b)本件施設を実際に利用する個人の食品衛生責任者手帳、食品衛生管理者資格証、調理師免許証等の写し

(c)その他、当社から別途提出の指示がある書類

(2)法人として申込みをする場合

(a)商業登記簿謄本

(b)本件施設を実際に利用する個人の身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）の写し

(c)本件施設を実際に利用する個人の食品衛生責任者手帳、食品衛生管理者資格証、調理師免許証等の写し

(d)その他、当社から別途提出の指示がある書類

4.当社は、本件施設を実際に利用する個人が以下の各号に定める事項を全て満たしていること、又は当社が指定する相当の期間内に満たすことが見込まれていることを、入会の要件といたします。

(1)成年者、あるいは法定代理人の同意を得た満 15 歳以上の未成年者であること。

食品衛生責任者、食品衛生管理者、調理師その他の当社が指定する資格を有していること。（なお、これらの資格を取得してから 3 年以上経過している場合、当社はこれらの資格の再取得を求める場合があります。）

(2)本条第 3 項に定める書類の提示又は提出の求めに応じること。

(3)当社が別途定める本件施設の内覧に参加すること。

(4)当社が別途定める利用料金を当社に支払うこと。

5.本規約に基づく契約が終了した場合、会員としての資格の付与の効力は喪失するものとします。

6.当社は、会員が以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、会員としての資格を喪失せることがあり、またその事由について一切開示義務を負いません。

(1)会員が当社に通知した内容に虚偽又は通知漏れがあった場合。

(2)法定代理人の同意を得ていない未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいず

れかであり、法定代理人、後見人、保佐人又は補助人の同意等を得ていなかった場合。

(3)第10条第1項に定める措置を受けたことがある場合。

(4)会員が、過去に当社との契約に違反した者又はその関係者であると当社が判断した場合。

(5)前各号に定める他、会員は本規約に違反した場合、当社が会員としての資格の付与を適当でないと判断した場合。

7.会員は、本規約の規定に従い、本件施設を利用するものとします。

第3条（当社の飲食店営業許可・菓子製造許可、営業委託）

1.会員は、本件施設を利用するにあたって、当社が取得した飲食店営業許可・菓子製造許可を使用することになります。すなわち、当社が本件施設における飲食店営業・菓子製造業（以下「本件営業」といいます。）を会員に委託し、会員はこれを受託する形となります。

2.本件営業の名義及び管理責任は、本件施設において飲食店営業許可並びに菓子製造許可を受けている当社にあり、会員は本件営業を行うにあたって当社の指示に従うものとします。

3.会員が遂行した本件営業の損益は、会員に帰属するものとします。

4.当社は会員に対し、本件施設における飲食店営業許可、並びに菓子製造許可を受けていることを表明し、保証します。

5.会員が本件営業を遂行するにあたり、第三者が損害を被った場合において、その損害の賠償に会員が負うべき責任及び本規約に基づく契約の不履行により会員が負うべき責任を、以下の各号に定めます。

(1)会員の故意又は過失により第三者が被った損害を当社が賠償した場合には、当社は会員に対し、特段の事情がない限り、当該第三者に支払った損害賠償額について求償することができるものとします。

(2)会員の故意又は過失により、当社が監督官庁から営業停止又は免許もしくは登録の取り消し処分を受けた場合は、特段の事情がない限り、当社はこれによって生じた損害（逸失利益に係る損害その他の間接損害を含みます）の賠償を当該会員に対して請求でき、この場合、当該会員はかかる損害を直ちに賠償するものとします。

(3)会員は、当社に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として当社に支払うものとします。

(4)本条第9項に記載する第三者が、以上の各号に記載する損害を生じせしめた場合は、会員がその責を負うものとします。

- 6.会員が本件営業を遂行することにより製造した食品類について食品表示ラベルの発行が必要な場合、別途表示条件をお知らせいたしますので、発行前に必ずその旨をお申し出ください。無断で食品表示ラベルを発行・使用することは禁止します。
- 7.会員が本件営業を遂行することにより製造した食品類について発行した食品表示ラベルは、その写しを各1部、当社の指定する方法で、当社に提出してください。
- 8.会員は、名義の如何を問わず本件営業の再委託を含め、本件営業を第三者に再委託し、あるいは第三者との共同で本件営業を行ってはならないものとします。但し、当社の承諾を得た場合はこの限りではありません。
- 9.会員が当社の承諾を得て、名義の如何を問わず本件営業の再委託を含め、本件営業を第三者に再委託し、あるいは第三者との共同で本件営業を行う場合、当該会員は、当該第三者に対し、本規約に定める事項を遵守させ、また、本規約に基づく一切の責を負うものとします。
- 10.会員が製造したフード又は物品について、当社及び運営会社が委託販売を承ることはできません。
- 11.本条第5項の規定は本規約に基づく契約の終了後も有効に存続するものとします。

第4条（利用料金、費用）

- 1.会員は、当社が別途定める月額利用料金又は日額利用料金（以下、「利用料金」といいます。）を当社に支払うものとします。
- 2.利用料金の支払いは、初回利用時に運営会社が指定する決済方法で支払うものとします。
- 3.会員は、入会手続き完了の後、運営会社が送信する電子メール等の電磁的方法による当社の承諾をもって、本件施設の予約及び利用を開始することができるものとします。
- 4.当社は、会員への電子メール等の電磁的方法による連絡を行った上で、いつでも利用料金の変更や、新しい利用料体系の導入を実施する権利を有するものとします。
- 5.当社は、会員が予約した利用時間の途中で本件施設を退出された場合でも、会員に利用料金の返還はいたしません。
- 6.当社は、会員が利用時間を15分過ぎてもご利用されていた場合は、1時間の延長料金として、3千円（税別）を請求いたします。なお、これは1時間の延長利用を認めるものではありませんので、会員は延長料金の精算後直ちにご退出ください。
- 7.当社は、当社に故意又は重大な過失がない限り、会員にいかなる理由があつたとしても利用料金の返還はいたしません。

第5条（キャンセルポリシー）

1.当社は、会員が予約を完了した後、会員の都合にて日時の変更やキャンセルをされる場合、以下の各号に定めるキャンセルポリシーに基づきキャンセル料を請求いたします。

(1)マンスリー会員の場合

利用月の前月 15 日まで：ご利用料金の 50%

利用月の前月 15 日以降；ご利用料金の 100%

(2)ドロップイン会員の場合

利用日の 7 日前～当日：ご利用料金の 100%

2.マンスリー会員は、毎日でのキャンセルは承ることはできません。

3.会員のキャンセルに伴う利用日の別日への振替は承ることはできません。

4.天災、事故、交通事情等の不可抗力によりご利用頂けない場合も、本規約で定めるキャンセルポリシーが適用されます。

第 6 条 (施設の利用期間)

本件施設の利用期間は、会員から入会金及び利用料金のお支払いがあったこと、また、当該会員からの入会申込みを当社が承諾したことを条件として、マンスリー会員は予約した月の指定の最終利用日をもって、ドロップイン会員は予約した指定の利用日をもって終了します。

第 7 条 (施設の利用条件)

1.会員は、以下の各号に定める目的の範囲内で、本件施設を利用することができます。

(1)飲食店営業許可・菓子製造許可が認める範囲内で製造できる食品類の製造及び販売。

(以下、会員が本件施設で製造した食品類を「本件食品」といいます。)

(2)本件施設及びその他の当社指定の場所における本件食品の販売及び飲料（コーヒー、紅茶等）の販売。

(3)当社と会員が別途協議の上定めた物品の販売。

(4)当社と会員が別途協議の上定めた、飲食に関する教室・ワークショップの開催。

(5)当社と会員が別途協議の上定めた、飲食に関する写真・動画の撮影。

2.会員の以下の各号に定める目的での本件施設の利用は、これを禁止します。

(1)生ものを含めた食品並びに半生製造、商品完成後に冷蔵・冷凍保存が必要な商品を、ECサイトを通じて販売、デリバリー、ケータリング又は別の場所で販売すること。

(2)本件施設外で食品類の製造（加工・包装等も含む）を一部でも行った上で、本件施設で

販売すること。（製造許可取得店舗を除く。）

(3)本件施設外で食品類の製造（加工・包装等も含む）を一部でも行った上で、本件施設の情報が表示された食品表示ラベルを使用して、ECサイトを通じての販売、デリバリー、ケータリング又は別の場所で販売すること。

3.本件施設の営業時間は、9時～17時を基本営業時間（以下「営業時間」といいます。）とし、会員は営業時間中に本件施設を利用できるものとします。なお、当社が営業時間を変更する際は、事前に会員への通知を行うものとします。

4.本件施設の利用は予約制です。会員におかれましては、運営会社指定の方法で予約申請してください。本件施設を当該予約申請の内容で会員に利用して頂ける場合であって、かつ、当社が会員に対し当該予約申請に対する承諾の通知をした時点で、本件施設の利用にかかる予約が成立します。なお、予約手続きは、先着順（見学申込み順からの予約申請順）で進行いたします。

5.会員の本件施設の利用の予約は、ドロップイン会員は1ヶ月先、マンスリー会員は2ヶ月先までの日程を申請可能です。

6.当社は、会員が本件施設の利用に係る予約申請を行った際に、必要に応じて、会員と本件施設のご利用内容に話し協議・相談を求めることがあり、会員はその求めに応じるものとします。

7.マンスリー会員は、利用月の10日までにマンスリー会員本人から運営会社に対し、電子メール等の電磁的方法による連絡によって、ご利用月の翌月の利用を希望しない旨の通知を行わない限り、ご利用月の翌月の予約は自動的に更新されるものとします。

8.会員が本件施設利用の予約成立後に自己都合でキャンセルされる場合は、キャンセル扱いとします。

9.会員の初回利用日は、利用方法を運営会社より説明いたしますので、会員は利用開始時間の5分前に本件施設にお越しください。（初回利用日は30分の利用説明有り。）

10.本件施設のご利用時間には、準備及び後片付け・清掃の時間が含まれるものとします。

11.会員が、ご利用終了時間前に本施設をご退出される際は、会員は必ず、本件施設のスタッフまで連絡をお願いいたします。

12.会員が本件営業を遂行する際に、第三者と金銭の授受が発生する場合は、つり銭や金庫の用意をはじめ、会員自身で金銭管理を行なってください。

13.フキン・クッキングシート・ラップ・キッチンペーパー・ゴミ袋等の消耗品については、会員自身でご用意ください。

14.当社は、本件施設を宛先とする会員からの小包・封書等の荷受けは承ることができません。

15.本施設の内装、配置等は、当社の裁量により変更する場合がございますので、予めご了承ください。

16.本件施設内の小上がりスペース及び壁面は、作品の展示等で当社が利用する場合がござ

いますので、予めご了承ください。

17.当社は、本件施設のサービスの向上を目的として、会員に対し、本件営業により発生した売上や業績に関するヒアリングを行う場合があり、会員は、特段の事情がない限り、情報を開示するものとします。

18.本件施設の休業日は、当社の定める日といたします。

19.本件施設内は禁煙です。

20.会員用の駐車場はありません。会員自らの責任と費用負担にて、各施設近隣のコインパーキング等をご利用ください。

第8条（施設における区画・設備の変更、立入り調査）

1.当社及び会員は、本規約によっては会員に借地借家法に基づく借家権が付与されるものではないことを相互に確認します。

2.会員は、本件施設で利用することができる区画・設備の変更について、当社の指示に従うものとします。

3.当社又は当社の指定する者が、本件施設の管理運営のため、本件施設に立入り、これを調査・点検することがあり、また、必要と判断した場合は会員に対して適宜の措置を求める場合があることを、会員は了解しているものとします。

第9条（施設利用における責務、遵守事項）

1.会員は、本件施設のご利用にあたっては、運営会社より説明を受け、「HACCPの考えを取り入れた衛生管理」を実施してください。「HACCPの考えを取り入れた衛生管理」が実施されていない場合は、即時、本件施設のご利用を中止させて頂く場合がございます。

会員は、本件施設のご利用にあたっては、善良なる管理者の注意をもって、防災などに万全を期してください。また、本件施設ご利用の際に持ち込まれた食材・食器・調理器具その他の物品の管理、盗難・事故防止等は、会員が責任を持って行ってください。

2.顧客、他の会員、当社及び運営会社の役員・スタッフに対する迷惑行為はご遠慮ください。苦情等が出た場合、またそのおそれがある場合は、即時、本件施設のご利用を中止させて頂く場合がございます。

3.本件施設のご利用に際し、会員及び当該会員が本件施設に持ち込まれた食材・食器・調理器具その他の物品に起因する、当社及び第三者（他の会員を含む）に対する損害については、全て当該会員に賠償して頂きます。

4.本件施設利用終了後は、後片付け・清掃も含め、本件施設利用前の状態でお返しください。

い。使用後に清掃を必要とする場合は、別途清掃費を頂くことがございます。

5.本件施設利用の際に会員側で出したゴミは、原則として会員側で処分してください。会員が無断で本施設にゴミを置いていかれた場合は、廃棄に掛かる全ての料金を、会員に請求させていただきます。

6.本件施設側でのゴミの処分を希望される場合は、有料で承ります。

7.本件施設利用において、本件施設にない必要品については、原則、会員側で手配してください。

8.会員が本件施設を損傷、汚損等した場合、当社が算定した修理費・復旧費をお支払い頂きます。

9.本件施設内の飲食は自由です。但し、他の会員の方への適切な配慮とごみの持ち帰りにご協力を願いいたします。

10.前各項に定める他、会員は、本件施設のご利用にあたっては、当社のマニュアル、利用のしおりその他の資料の記載事項を遵守するものとします。

第10条（施設利用における制限事項、禁止行為）

1.会員が以下の各号いずれかに該当する場合、当社は本件施設の予約取り消し又は利用のお断りをする場合があります。なお、本項に定める予約取り消し又は利用のお断りにより会員がこうむった損害については、当社は一切責任を負いかねます。

(1)本規約に違反した場合。

(2)本件施設の利用を申込む際当社に通知した内容が事実と異なる場合。

(3)ご相談頂いたご利用内容と実際のご利用内容とが異なる場合。

(4)本件施設に係る利用権の譲渡・転貸をした場合。

(5)本件施設を損傷・汚損した場合、又はそのおそれがある場合。

(6)利用目的が非合法なもの、公序良俗に反するもの、又は反社会的なものである場合、又はそれらのおそれがあると当社が判断した場合。

(7)詐術、粗野な振舞い、合理的範囲を超える負担の要求、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いるなどした場合。

(8)関係官公庁より利用の中止命令が出た場合。

2.本条第1項に記載する場合の他、当社は会員に対し、以下の各号に定める行為を禁止します。

(1)当社に承諾を得ていない製造、販売、営業、寄付募集等の行為。

(2)ネットワークビジネス、宗教活動及び政治活動に関する行為。

(3)当社の承諾を得ずにアルコール類を持ち込む行為。

(4)当社の承諾を得ずに危険物（火薬、油脂、薬品、毒性ガス、劇薬、ガスボンベ等）を持

ち込む行為。

- (5)当社の承諾を得ずに異臭がする物、汚物、腐敗物、腐食物等を持ち込む行為。
 - (6)当社の承諾を得ずに食器、調理器具その他の設備・備品を持ち込む行為。
 - (7)当社の承諾を得ずにペット、家畜等の動物を持ち込む行為。
 - (8)当社の承諾を得ずに本件施設の設備・備品を持ち出す行為。
 - (9)当社の承諾を得ずに本件施設の厨房設備又は付属の調理器具以外で火気を使用する行為。
 - (10)本件施設に落書き・いたずら等をする行為。
 - (11)電気・ガス・水道・インターネット通信回線を過剰に使用する行為。
 - (12)喫煙する行為。
 - (13)騒音又は大音響を発する行為。
 - (14)当社が本件施設に設置・保管している備品・商品を無断で持ち出す行為。
 - (15)本件施設内で会員及び会員以外の第三者に不快感を与える身だしなみをする行為。
 - (16)本件施設内で会員及び会員以外の第三者に配慮のない行為。
- 3.会員が本条第1項に定める項目に該当する場合により、又は会員による本条第2項に定める行為により、当社が損害を被った場合、損害賠償をして頂きます。

第11条（施設利用における所持品管理）

- 1.本件施設を利用する際の会員の所持品管理は、会員の責任において行うものとし、本件施設内で生じた盗難、紛失については、当社は一切責任を負わないものとします。
- 2.会員が本件施設の利用を終了した後、7日経過後においても収去されない残置物については、当社の判断で処分することができるものとし、会員は、当該処分に対して一切の異議を申し立てることはできません。また、当社は当該処分にあたって費用が発生した場合には、会員に対して当該費用を請求することができるものとします。なお、生もの、衛生上問題があると当社が判断したものについては、当社の判断で即時に処分することができるものとします。
- 3.当社はマンスリー会員に限り、本件施設において、収納サービスを以下の各号に定めるとおり提供します。
 - (1)会員は、事前に当社に申請し承認された物品（以下「本件物品」といいます。）を、本件施設内における収納用スペースに、当社から承認を得た期間（以下「本件保管期間」といいます。）、保管することができます。
 - (2)会員は、本件物品を、会員の責任で、本件施設内における収納用スペースに搬入、保管及び搬出を行うものとします。なお、搬入及び搬出にかかる期間は、本件保管期間内に含まれるものとします。

(3)当社は、会員が本件保管期間を超えて本件物品を搬出しない場合、連絡無く本件物品を処分・廃棄することができ、会員は当該処分・廃棄に伴い発生した損害の賠償、その他一切の請求をできないものとします。

(a)当社は、次の事由がある場合は、本件物品の保管を拒絶することができます。

① 本件物品が危険品、変質又は損傷しやすい物品、荷造り・組み立ての不完全な物品その他保管に適さない物品と認められるとき。

② 本件物品の保管に必要なスペースがないとき。

③ 本件物品が20万円以上の価値を有するものであるとき。

④ 本件物品の保管について特別の負担を求められたとき。

⑤ 本件物品の保管が法令又は公の秩序もしくは善良の風俗に反するものであるとき。

⑥ その他やむを得ない事由があるとき。

(b)当社は、次の事由がある場合は、本件物品の搬出を会員に請求することができます。

また会員は、当社から当該請求を受けた場合、遅滞なく本件物品を搬出することとします。

① 本件物品が危険品となったとき、変質又は損傷したとき、荷造り・組み立てに崩れが生じたとき、その他保管に適さない状態となったとき。

② 本件物品が20万円以上の価値を有するものであることが判明したとき。

第12条（秘密保持義務）

1.会員は、以下の各号に定める情報を、当社の事前承諾を得ることなく、第三者に開示又は漏洩してはならないものとします。

(1)当社固有の技術、営業その他事業に関する情報

(2)当社と取引先、他の会員及び顧客との取引内容、取引価格、取引履歴に関する情報

(3)当社から取得した個人情報（当社及び運営会社の役員・スタッフ、他の会員、取引先及び顧客の個人情報を含む）

(4)社会通念上合理的に当社の秘密であると認識されるべき情報

(5)前各号の他、当社が秘密と指定する情報

2.本条第1項の規定は、以下の各号に定める情報には適用されないものとします。

(1)会員が秘密保持義務を負うことなく開示時点で既に保有している情報。

(2)会員が秘密保持義務を負っていない第三者から合法的に入手した情報。

(3)会員が独自に作成した情報。

(4)会員が本規約の秘密保持義務に違反することなく入手した情報。

(5)開示又は提供された会員の責任に帰することなく公知となった情報。

(6)法律の定めにより、開示を要求された情報。

3.本条の規定は本規約に基づく契約の終了後も有効に存続するものとします。

第13条（個人情報の取扱い、肖像等の使用）

1.当社及び運営会社が取得及び保有する会員の個人情報は、以下各号のとおりです

(1)予約申し込み時に登録いただく以下の事項（変更のお申し出の内容を含みます）

①氏名、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス等

②その他、当社が指定する事項

(2)予約申し込み時に提出いただいた必要書類に記載の情報

(3)アンケート等により、会員より提供された事項

(4)本施設のご利用履歴

(5)本施設でのサービス提供に必要な情報

(6)ご意見、ご要望、お問い合わせ等の内容

(7)その他個人情報保護法を遵守した上で、当社が取得するあらゆる個人情報

2.当社及び運営会社は、本規約に基づく契約の履行を通じて知り得た会員の個人情報を取り扱うにあたり、「個人情報の保護に関する法律」をはじめとする個人情報保護に関する法令に基づき、正確かつ安全に取り扱うものとします。

3.会員は、会員の個人情報を当社が以下の各号に定める目的で使用することに同意するものとします。

(1)本規約に基づき本件施設を会員に利用して頂くため。（なお、当社は、本件施設を会員に利用して頂くにあたって、都度利用する決済代行サービス提供業者、リース業者、配達業者に会員の個人情報を提供することがあります。）

(2)本件施設の管理運営上必要な事項を会員に通知するため。

(3)本件施設に関連する情報やサービスを会員に案内するため。

(4)本人確認、利用料金請求、認証サービスの適用等、会員を管理するため。

(5)当社及び運営会社の商品、サービス、キャンペーンをご案内するため。

(6)市場調査及び当社の商品・サービス開発のためのアンケート調査・モニター調査を行うため。

(7)本規約に違反する態様での本件施設の利用防止のため。

(8)個人を識別できない形式に加工した統計データの作成のため。（当該統計データは、ログ・SNS等での公開や、当社が提供するアプリケーションを利用する第三者への公開等、一般に公開されることがあります。）

(9)法律、契約等に基づく権利の行使、義務の履行のため。

4.当社は、本件施設を管理運営するために必要な業務を第三者に委託することがあります。この場合、当社は、業務上必要な範囲内で会員の個人情報を当該受託業者へ開示しま

す。会員は、あらかじめこれに同意するものとします。

5.当社及び運営会社は、本条第3項に定める場合の他、以下の各号のいずれかに該当する場合は、会員の個人情報を開示することがあります。

(1)裁判所、検察庁、警察又はこれら権限を公的に有する機関から開示を求められた場合。

(2)個人の生命、身体又は公共の安全を守るために緊急であると判断した場合。

(3)当社及び運営会社が、本件施設で提供するサービスの維持・向上のために必要であると合理的に判断した場合。

6.当社及び運営会社が会員に対して本件施設を利用して頂く際に会員の肖像・音声を撮影・記録させて頂く場合につきましては、その後、会員の肖像・音声を使用すること（インターネット、SNS等での公開、広告物への掲載を含みます）がある旨、ご了承ください。なお、肖像・音声の使用ができない場合は、予め当社及び運営会社にその旨をご連絡ください。

7.本条の規定は本規約に基づく契約の終了後も有効に存続するものとします。

第14条（権利義務の譲渡等の禁止）

1.当社及び会員は、相手方の書面による事前承諾なしに本規約に基づく本件施設の利用に対する一切の権利義務を、第三者に譲渡し、担保の目的に供し、又は再委託してはならないものとします。

2.本条の規定は本規約に基づく契約の終了後も有効に存続するものとします。

第15条（損害賠償）

1.当社及び会員は、本規約に基づく契約の履行に関して相手方に損害を与えたとき、その損害を賠償するものとします。但し、当社及び会員は、本規約又は個別契約で別途定める場合を除き、相手方に現実に発生した通常かつ直接の損害に対して責任を負うものとし、相手方の履行利益に係る損害その他の間接損害については、賠償責任を負わないものとします。

2.他の会員が起こした事故で当施設が営業停止となった場合、当社は会員に対し、当該営業禁止に起因して発生した会員の損害（履行利益に係る損害その他の間接損害を含みます）を賠償する責任を負わないものとします。

3.会員が本件営業を遂行するにあたり、第三者（顧客を含みます）が損害を被った場合において、その損害の賠償に会員が負うべき責任及び本規約に基づく契約及び個別契約の不履行により会員が負うべき責任の取扱いについては、第3条に定めるとおりとします。

- 4.会員は、当施設の備品等を利用するにあたり、備品等の利用不能や故障、その他当社の責によらずして備品等が利用できなかったことを原因として、会員に損害が生じた場合であっても、当社は会員に対し、会員の損害（履行利益に係る損害その他の間接損害を含みます）を賠償する責任を負わないものとします。
- 5.会員の責めに帰すべき事由により、本件施設の建物・設備・機器・機材の破損や汚損等があった場合、当社はこれによって生じた損害の賠償及び原状回復のための費用を会員に対して請求でき、この場合、会員はかかる損害を直ちに賠償し、また、原状回復のための費用は直ちに支払わなければなりません。
- 6.食器類の破損があった場合、当社は、種類を問わず破損した食器一点につき 500 円（税別）を当該会員に対して請求でき、当該会員はその金額を直ちに支払わなければなりません。
- 7.本件施設の工事、機器・備品等の修理、清掃その他の事由により、当社が営業時間を変更又は営業を休止する場合、当社の故意又は過失に起因する場合を除き、当社は会員に対し、会員の損害（履行利益に係る損害その他の間接損害を含みます）を賠償する責任を負わないものとします。
- 8.本条の規定は本規約に基づく契約の終了後も有効に存続するものとします。

第 16 条（免責）

- 1.当社及び運営会社は、会員の本件施設ご利用に伴う事故、盗難、破損その他のトラブルや第三者に対する損害について、当社及び運営会社側に故意又は重大な過失がない限り、一切の責任を負いません。
- 2.当社及び運営会社は、本件施設を利用するにあたって会員が登録した住所・メールアドレス等に変更があったにも関わらず、会員が当社及び運営会社に届け出なかったことで会員に生じた不利益については、一切の責任を負いません。
- 3.天災地変、感染症等の疾病、戦争・暴動・内乱、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、ストライキ等の争議行為、輸送機関の事故、その他当事者の責に帰し得ない事由による本規約に基づく債務の履行の遅滞又は不能が生じた場合は、当該当事者はその責を負わないものとします。
- 4.本規約が消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）第 2 条第 3 項の消費者契約に該当する場合には、本規約のうち、当社の損害賠償責任を完全に免責する規定は適用されないものとします。
- 5.本条の規定は本規約に基づく契約の終了後も有効に存続するものとします。

第 17 条（本規約の変更）

- 1.当社は、以下の場合に、当社の裁量により、民法第548条の4の規定に基づき、本規約を変更することができます。
 - (1)本規約の変更が、会員の一般の利益に適合するとき。
 - (2)本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
- 2.当社は本条第1項による本規約の変更にあたり、変更後の本規約の効力発生日の前に相当の期間において、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容とその効力発生日を以下の各号に定めるいずれかの方法で会員に通知します。
 - (1)本件施設内に掲示する。
 - (2)会員に書面又は電子メール等の電磁的方法で通知する。
- 3.変更後の本規約の効力発生日以降に会員が本件施設を予約又は利用したときは、会員は、本規約の変更に同意したものとみなします。

第18条（会員による解約）

- 1.会員は本規約に基づく契約の解約を希望する場合、会員が運営会社に対し電子メール等の電磁的方法で通知し、当社が確認したことをもって、会員の会員登録を解除し、本規約に基づく契約を将来に向かって解約いたします。
- 2.退会は、退会する前月末までに申請する。

第19条（当社による利用停止処分、契約解除）

- 1.当社は、会員が以下の各号のいずれかに該当すると判断した場合、会員への事前の通知もしくは催告を要することなく、本件施設の利用停止処分及び本規約に基づく契約の解除ができるものとします。
 - (1)会員の当社に対する通知内容等に虚偽記入又は記入漏れがあった場合。
 - (2)支払停止もしくは支払不能があった場合。
 - (3)破産した場合、又は信用状態に重大な不安が生じた場合。
- (4)本規約に違反し、当社がかかる違反の是正を催告した後、合理的な期間内に是正されない場合。
- (5)詐術、粗野な振舞い、合理的範囲を超える負担の要求、公序良俗に反する行為、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いる行為などをした場合。
- (6)当社からの問い合わせその他回答を求める連絡に対して2週間以上応答が無い場合。

(7)第2条第第7項各号に該当する場合。

(8)本規約に基づく契約を履行することが困難となる事由が生じた場合。

2.当社は、本条に基づき当社が行った行為により会員が被った損害については、当社に故意又は重大な過失がない限り、一切の責任を負わないものとします。

第20条（利用範囲の変更、終了）

1.当社は、会員に対し事前に通知することにより、会員が本件施設を利用することができまする範囲の一部又は全部を変更又は終了することができます。

2.本条第1項に基づき本件施設を利用することができまする範囲の一部又は全部を変更又は終了する場合、当社は、既に支払われている利用料金を会員に返還する義務は負わないものとします。

3.当社は、本条に基づき当社が行った措置に基づき会員が被った損害については、一切、責任を負わないものとします。

第21条（契約終了後の処置）

1.当社は、本規約に基づく契約が終了した場合（会員又は当社からの解約、当社の会員に対する利用停止処分等、あらゆる理由により本規約に基づく契約が終了した場合を含みます。）であって、当該会員から提供を受けた情報・データ（それらの全部又は一部の複製物を含みます。）がある場合、これらを本規約に基づく契約の終了後、当社の一存でいつでも破棄・消去・削除できるものとします。また、当社によるこれら破棄・消去・削除の処置について、会員は一切の異議を申し立てることができないものとします。

2.会員は、本規約に基づく契約が終了した場合であって、かつ当社の指示がある場合、本件施設の利用にあたって当社から提供を受けた情報・データ、ソフトウェア及びそれに関する全ての資料等（それらの全部又は一部の複製物を含みます。以下同じとします。）を当社の指示に従い処分するものとします。

3.本条の規定は本規約に基づく契約の終了後も有効に存続するものとします。

第22条（反社会的勢力の排除）

1.当社及び会員は、自己又は自己の役員が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下これらを「反社会的勢力」といいます。）に該当しな

いこと、及び以下の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを相互に確約します。

(1)反社会的勢力に自己の名義を利用させること

(2)反社会的勢力が経営を実質的に支配していると認められる関係を有すること

2.当社及び会員は、自ら又は第三者を利用して以下の各号に該当する行為を行わないことを確約します。

(1)暴力的な要求行為

(2)法的な責任を超えた不当な要求行為

(3)取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4)風説を流布し、偽計又は威力を用いて当社の信用を毀損し、その業務を妨害する行為

(5)その他前各号に準ずる行為

3.当社及び会員は、相手方が前各項に違反することが判明したときは、何らの催告を要せず、本規約に基づく契約を解除することができるものとします。

4.本条の規定により本規約に基づく契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わないものとします。

5.本条の規定は本規約に基づく契約の終了後も有効に存続するものとします。

第23条（契約上の地位の譲渡等）

1.当社は本件施設の管理運営に係る事業を他者に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い契約上の地位、本規約に基づく権利及び義務並びに会員の登録事項その他の個人情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、会員は当該譲渡につき予め同意したものとします。なお、本条に定める事業譲渡には、通常の事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。

2.本条の規定は本規約に基づく契約の終了後も有効に存続するものとします。

第24条（分離可能性）

1.本規約のいずれかの条項又はその一部が、法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、当該判断は他の部分に影響を及ぼさず、本規約の残りの部分は、引き続き有効かつ執行力を有するものとします。当社及び会員は、当該無効又は執行不能と判断された条項又はその一部の趣旨に従い、これと同等の効果を確保できるよう努めるとともに、修正された本規約に拘束されることに同意するものとします。

2.本規約のいずれかの条項又はその一部が、ある会員との関係で無効又は執行不能と判断

された場合であっても、他の会員との関係における有効性等には影響を及ぼさないものとします。

第25条（協議事項、準拠法、合意管轄）

- 1.本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義ある事項に関しては、当社及び会員は本規約の趣旨に従い誠意をもって協議し解決するものとします。
- 2.本規約の準拠法は日本法とします。
- 3.本規約から生じる一切の紛争については当社の本店所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
- 4.本条の規定は本規約に基づく契約の終了後も有効に存続するものとします。